

学生・教職員各位

拓殖大学北海道短期大学における 新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応（第1版）

国内外における新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴い、学生、保護者および教職員の安全と健康を第一に考え、本学においても卒業式・入学式の中止などの措置を講じてきたところです。

新学期を迎えるにあたり、改めて感染予防・健康管理等について注意を喚起し、本学から感染者を出さない、感染を拡散させない、感染者が出た場合に速やかに対処するために、次のとおり当面の対策を策定しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この対策については、国および北海道などの対応に留意し、適宜見直し改訂を行う予定です。

1. これまでの対応（括弧内はホームページ掲載日）

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起（2月19日）
- ② 令和元年度卒業式の開催中止について（3月4日）
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起（3月7日更新）
- ④ 令和2年度入学式の中止について（3月13日）
- ⑤ 在学生の新年度対応について（3月14日）

2. 当面の対応

- ① 学生は、授業開始前の不要不急のキャンパス入構を自粛する。登校が必要な場合は、ゼミ担当教員または事務室の指示に従う。
- ② 学生・教職員は、朝晩の体温および体調を配布された「健康観察シート」に記録する。異常があれば速やかにゼミ担当教員を通じて事務室に報告する。
- ③ 学生および教職員の海外渡航は、原則禁止する。
- ④ 海外からの帰国者・入国者は、14日間自宅等で待機する。また、公共交通機関の使用を控える。
- ⑤ 授業開始前のクラブ活動は、原則行わない。
- ⑥ アルコール消毒液と注意喚起のポスターを、学内各所に設置する。
- ⑦ 清掃業者は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による教室、実験室、会議室、トイレ、階段手すり等の共用部の消毒を日常的に行う。
- ⑧ 授業の実施については、当面以下の対策を想定する。
 - ・教員は、マスクを着用する。マイクを使用した場合は、使用後に消毒する。
 - ・学生は、隣との間に1席分を空けるなど可能な限り距離をあけて着席する。指定席が望ましい。
 - ・実技時には、手をつなぐ等の学生同士の接触はなるべく控える。
 - ・休憩時には、教室を十分に換気する。
 - ・使用した機材・器具は、常に清潔に保ち、必要に応じ次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒する。
- ⑧ 図書館は、4月16日（木）まで休館とする。
- ⑨ 本学ホームページで随時情報を発信する。

3. 日常の感染予防について（学生・教職員）

- ① 十分な睡眠と栄養で体調を整え、健康観察シートにより自らの体調を把握する。
- ② 手洗い、うがい、アルコール消毒、咳エチケットを励行する。
- ③ 不要不急の外出を控え、やむを得ず外出する場合は人混みを避け短時間で済ませる。
- ④ 外出時には、できるだけマスクを着用し、手で眼鼻口に触れないよう意識する。
- ⑤ 非常に備え、日常的に数日分の食料を確保しておく。
- ⑥ 厚生労働省のサイトなど信頼できる情報源から最新情報を入手し注意を払う。

新型コロナウイルス感染症について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

4. 感染が疑われる場合の対応について

- ① 風邪の症状や 37.0℃以上の発熱がある場合は、自宅待機する。
※公的には「37.5℃」以上の発熱とあるが、本学は低めに設定する。
- ② 次の症状が出た場合は、公的機関（下記参照）に連絡し指示を仰ぐ。また、大学に連絡する。
 - (1) 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合。
 - (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- ③ 症状の有無にかかわらず下記に該当する場合は、公的機関（下記参照）に連絡し指示を仰ぐ。また、大学に連絡する。
 - (1) 感染症と確定した者と接触した場合。
 - (2) 感染症疑いの者（下記※1参照）の気道分泌液や体液等の汚染物に触ったり、処理作業に携わった場合。
 - (3) 感染症疑いの者の介護や同席をした場合。

※1「感染症疑いの者」の定義は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有している者。または、海外への渡航歴があるか、「同左渡航歴があり発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある者。

連絡先：

- ・ 平日の場合(8:45～17:30) → 深川保健所 TEL 0164-22-1421
- ・ 上記以外の場合(24 時間) → 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 TEL 011-204-5020
- ・ 大学 TEL 0164-23-4111 メール：学生の対応は学務学生課 gakusei@takushoku-hc.ac.jp
教職員の対応は総務課 soumu@takushoku-hc.ac.jp

5. 感染者が発生した場合の対応について

別に定める「学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」に従い、速やかに対処する。

6. 感染者の取扱について

- ① 感染が確認された場合は、感染症法に基づき感染者は治癒するまで、また、濃厚接触者（下記※2参照）は、最後の接触から 14 日間（接触した日を 1 日目とする）の登校・出勤を停止する。
- ② 感染症疑い者は、4 日間の自宅安静で症状消失であれば登校・出勤を可能とする。

- ③ 感染者は、治癒証明書（入院した医療機関から発行してもらう）の提出をもって登校・出勤停止を解除する。
- ④ 登校・出勤停止期間は、学生は公欠扱いとし、教職員は特別休暇（災害時）として「必要な日数」とする。なお、学生に対して出席停止の指示等を行う場合、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮する。

※2「濃厚接触者」の定義は、感染者が発病した日以降に接触した者のうち、下記の範囲に該当するものである。

- ・感染症疑いの者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染症疑いの者を介護（診察、看護）した者
- ・感染症疑いの者の気道分泌液等の汚染物質に直接触れた可能性の高い者
- ・手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで感染者と接触があった者

（感染者の症状やマスクの使用状況などから感染者の感染性を総合的に判断する）

以上